

## 39. 被災学生への入学等の弾力的取扱い（被災学生への経済支援）

（学内対応分）

### 実施時期又は期間

平成23年度及び平成24年度

### 対応部局及び人員

全学で対応

### 実施の背景・目的

東日本大震災により、入学料・授業料等の納付が困難となった学生に対し、経済的理由で修学を断念することがないように、入学料・授業料免除等の経済的支援を行った。

特に平成23年度には、文部科学省からの補正予算に加えて大学独自の予算を確保し、緊急的状况にある入学者と在学者に対して生活支援費を支給した。

この他、在学生については、授業料納付期限の繰り下げを実施し、新入生については、入学料と授業料納付後に被災したことにより、家計が逼迫し入学をあきらめることのないように、納付済みの入学料・授業料の返還に応じた。

さらに、被災地域に住む両親等と連絡が取れないなどで被害程度が不明な学生を含め、被災による失業などで授業料納付が困難となった学生の入学料・授業料免除申請期限を延長した。

### 実施概要(学部・大学院)

#### (1) 平成23年度

- ・入学料免除 16名（1年次）
- ・授業料免除 16名（1年次） 53.5名（2年次以上）
- ・生活支援費 11名（1年次） 48名（2年次以上）
- ・授業料納付期限の繰り下げ実施 6名
- ・入学料・授業料の返還 3名

#### (2) 平成24年度（平成24年5月30日現在）

- ・入学料免除 15名（1年次）
- ・授業料免除 15名（1年次） 37名（2年次以上）
- ・入学料・授業料免除申請期限延長 4月25日まで
- ・震災枠による入学料・授業料免除申請期限 5月13日まで
- ・学生寮の被災枠 優先的に入寮許可 3名

### 効果又は結果

被災学生の中には、実家からの援助や学生生活を送ることへの不安を感じている学生もいるため、経済支援を行うことにより、学生のみならず保護者らの経済的・精神的不安を軽減し、学業に専念できる環境の確保に貢献した。

また、入学料・授業料の申請期限延長により、23年度前期の申請者は一時1,000名を超え、学生の不安を表していたが、被災地域との連絡が可能となった頃から取り下げがあり、最終的に977名が申請し760名が全額又は半額免除となり、被災枠では70名が申請、免除となった。震災による経済的理由による休学・退学は現在までに報告されていない。

### 今後の課題

平成25年度以降の経済支援について、全学的な方針を立てなければならない。

### 担当部局名

学務部学生課